

第3回幕別町議会臨時会

議事日程

令和6年第3回幕別町議会臨時会
(令和6年5月9日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
6 長谷陽子 7 酒井はやみ 8 荒 貴賀
- 日程第2 会期の決定
(諸般の報告)
- 日程第3 報告第1号 専決処分した事件の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第4 議案第42号 幕別町税条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第43号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第5の2 議案第43号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
(民生常任委員会報告)
- 日程第4 議案第44号 令和6年度幕別町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第4 議案第45号 工事請負契約の締結について（新あかしや南団地公営住宅7号棟建設工事
(建築主体))
- 日程第4 議案第46号 工事請負契約の締結について（新あかしや南団地公営住宅8号棟建設工事
(建築主体))
- 日程第4 議案第47号 教育長の任命につき同意を求めることについて

会議録

令和6年第3回幕別町議会臨時会

- 1 開催年月日 令和6年5月9日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 5月9日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)
議長 寺林俊幸
副議長 中橋友子
1 畠山美和 2 塚本逸彦 3 山端隆治 4 内山美穂子 5 小田新紀
6 長谷陽子 7 酒井はやみ 8 荒 貴賀 9 野原恵子 10 石川康弘
11 岡本眞利子 12 小島智恵 13 藤谷謹至 14 田口廣之 15 芳滝 仁
16 谷口和弥 17 藤原 孟
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 飯田晴義 副 町 長 伊藤博明
教 育 長 菅野勇次 企 画 総 務 部 長 山端広和
住 民 生 活 部 長 寺田 治 保 健 福 祉 部 長 亀田貴仁
経 済 部 長 高橋修二 建 設 部 長 小野晴正
会 計 管 理 者 武田健吾 忠 類 総 合 支 所 長 笹原敏文
札 内 支 所 長 川瀬吉治 教 育 部 長 白坂博司
政 策 推 進 課 長 宇野和哉 総 務 課 長 西田建司
地 域 振 興 課 長 谷口英将 糠 内 出 張 所 長 宮田 哲
住 民 課 長 佐々木一成 税 務 課 長 古山悌士
土 木 課 長 香田裕一 都 市 計 画 課 長 松井公博
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
事務局長 合田利信 課長 佐藤勝博 係長 菅原美栄子
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
6 長谷陽子 7 酒井はやみ 8 荒 貴賀

議事の経過

(令和6年5月9日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（寺林俊幸） おはようございます。

本町議会では、本年5月から「ゼロカーボンシティまくべつ」の実現に向けて、年間を通した活動しやすい服装「ナチュラル・ビズ・スタイル」に取り組むこととしています。

各議員におかれましては、適宜対応されますようお願いいたします。

それでは、ただ今から令和6年第3回、幕別町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、6番長谷議員、7番酒井議員、8番荒議員を指名いたします。

[会期の決定]

○議長（寺林俊幸） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日1日間と決定いたしました。

[諸般の報告]

○議長（寺林俊幸） ここで、諸般の報告をいたします。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査結果報告書が、議長宛に提出されておりますので、お手元に配布いたしました。

次に、4月23日、令和6年度十勝町村議会議長会定例会が開催され、私が出席いたしました。その議案の抜粋をお手元に配布してあります。

のちほどご覧いただきたいと思います。

○議長（寺林俊幸） これで諸般の報告を終わります。

[報告]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

日程第3、承認第1号、専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 報告第1号、専決処分した事件の報告について、ご報告申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

専決処分第2号であります。

損害賠償の額を定めることについて、令和2年3月に議決されました地方自治法第180条第1項の規定による議会の委任による専決処分事項の指定に基づき、令和6年4月24日付けで専決処分を行ったものであります。

「1理由」であります。

令和6年3月27日午前10時30分頃、幕別運動公園内の立木の枝が折れ、隣接する幕別町錦町126番地の民地に設置してある物置を突き破り、屋根を損傷させる事故が発生したことから、これに対する損害賠償の額を定めるものであります。

「2損害賠償額」は、13万2,000円であります。

修復費の全額を賠償するものであります。

2ページをご覧ください。

「3損害賠償の相手方」は、町内在住の方であります。

幸い、人的な被害には至りませんでした。相手方には、多大なご迷惑をおかけいたしましたことに対し、心からのお詫びを申し上げ、事故後の対応にご理解をいただいたところであります。

このたびの事故は、町有財産の管理上の瑕疵に起因するものでありますことから、損害賠償額につきましては、加入しております全国町村会総合賠償補償保険により全額保険給付されるものであります。

事故の原因となりました立木は、樹木内部の腐食が進行しており、また、周辺の複数の立木も同様の状態にありますことから、これらを今月中に伐採し、安全を確保してまいります。

また、財産管理を所管する担当職員に対しましては、故意又は重大な過失はないと認めるところであります。今後このような管理者の瑕疵による事故が起きないように、管理を徹底し、事故防止に努めるよう指導したところであります。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第1号を終わります。

[付託省略]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

日程第4、議案第42号、および日程第6、議案第44号から日程第8、議案第46号までの4議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、日程第4、議案第42号、および日程第6、議案第44号から日程第8、議案第46号までの4議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（寺林俊幸） 日程第4、議案第42号、幕別町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第42号、幕別町税条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の3ページ、議案説明資料の1ページをお開きください。

賃金上昇が物価高騰に追い付いていない中、物価上昇を上回る持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、所得税・個人住民税の定額減税の実施などを柱とした令和6年度税制改正の内容を盛り込んだ、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年4月1日に施行されました。

また、これに先立ち、本年1月に発生した令和6年能登半島地震災害の被災者の負担の軽減を図ることを目的とした地方税法の一部を改正する法律が2月21日に施行されましたことから、関連する幕別町税条例の改正を行おうとするものであります。

改正条例の概要について、ご説明いたしますので、議案説明資料の1ページをご覧ください。

はじめに、個人町民税についてであります。

1点目は、定額減税の実施に伴う改正であります。

関係条項の欄をご覧ください。

改正条項は、4行目以降に記載の、条例附則第7条の5、第7条の6、第7条の7、第7条の8であります。

改正内容の欄をご覧ください。

個人住民税の定額減税の実施に伴う改正であります。

令和6年度分の個人住民税所得割額から、納税者および配偶者を含めた扶養親族1人につき1万円の減税を実施するものであります。

2点目は、能登半島地震災害に係る雑損控除の特例であります。

改正条項は、条例附則第5条の2であります。

改正内容は、本年1月1日に発生した能登半島地震により住宅や家財等の資産について損失が生じたときは、令和6年度分の個人住民税において、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができる特例を設けるものであります。

3点目は、地方税法の改正に伴い、法律の引用条項および文言の整理であります。

次に、固定資産税についてであります。

1点目は、固定資産税の負担調整措置であります。

改正条項は、条例附則第11条、第12条、第13条であります。

改正内容は、負担水準の均衡化を促進するため、土地に対して課している現行の負担調整措置等を、令和6年度から8年度まで3年延長するものであります。

2点目は、地方税法の改正に伴い、法律の引用条項および文言を整理するものであります。

2ページになります。

次に、特別土地保有税についてであります。

地方税法の改正に伴い、法律の引用条項および文言を整理するものであります。

以上が、改正概要であります。

次の3ページから22ページにかけては、改正条例の条文ごとに新旧対照表を記載しております。

3ページをご覧ください。

第34条の7第1項は、公益信託の見直しに伴う所得税法の改正による引用条項の改正であります。

第51条は、町民税の減免について定めております。

減免申請によることなく、町長の職権による減免を可能とする規定の追加と、文言整理であります。

4ページになります。

第56条は、私立学校法の改正に伴う引用条項の改正であります。

5ページをご覧ください。

第71条は固定資産税の、第139条の3は、特別土地保有税の減免についての規定であります。

第51条と同様、町長の職権による減免を可能とする規定の追加と、文言整理であります。

6 ページになります。

左側に記載の、現行の附則第4条の2は、公益法人等に係る町民税の課税の特例を定めておりますが、法律規定事項でありますことから削るものであります。

附則第5条の2は、令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例を規定するものであります。

今般の災害により住宅や家財等の資産について損失が生じたときは、令和5年において生じた損失の金額として適用することができるとし、令和6年度分の町民税において雑損控除の適用対象とするものであります。

7 ページをご覧ください。

附則第6条は、引用条項の改正であります。

附則第7条の5から、13ページ中段、附則第7条の8までは、定額減税の実施に伴う諸規定を定めるものであります。

附則第7条の5は、令和6年度分の個人の町民税の特別税額控除を規定しております。

令和6年度分の個人の町民税に限り、町民税に係る令和6年度分特別税額控除額を所得割の額から控除する、とするものであります。

対象となる納税義務者は、前年の合計所得金額が1,805万円以下の所得割の納税義務者であります。

特別税額控除額は、地方税法附則第5条の8第5項の規定により、納税者および配偶者を含めた扶養親族1人につき、1万円であります。

8 ページになります。

附則第7条の6は、令和6年度分の個人の町民税の納税通知書に関する特例を規定しております。

普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額は、定額減税前の税額をもとに算出した第1期分の税額から控除し、控除しきれない場合は、第2期分以降の税額から順次控除する、とするものであります。

9 ページの下段をご覧ください。

附則第7条の7は、令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の町民税に関する特例を規定しております。

年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額は、定額減税前の税額をもとに算出した令和6年10月分の特別徴収税額から控除し、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から順次控除する、とするものであります。

13ページまでお進みください。

附則第7条の8は、令和7年度分の個人の町民税の特別税額控除について規定しております。

地方税法附則第5条の12第3項および第4項の規定により、納税義務者本人の所得が1,000万円を超える方で、控除対象ではない配偶者がいる場合は、令和7年度分の町民税において減税を行う、とするものであります。

附則第8条は、引用条項の改正であります。

14ページになります。

附則第10条の2は、地方自治体が、国の参酌値の範囲内において、自治体の裁量により税率を定めることができる地域決定型地方税特例措置、いわゆる「わがまち特例」に関して、課税標準に乗ずる割合を定めております。

第7項は、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置のうち、一定のバイオマス発電設備について、特例の割合を定めるものであります。

第15項は、居心地が良く歩きたくなる、まちなか創出のためのオープンスペース化等について、特例の割合を定めるものであります。

15ページをご覧ください。

第10条の3第3項は、認定長期優良住宅に係る特例について、申告書の提出がない場合でも一定の

要件に該当すると認められる場合には特例を適用することができるものであります。

16ページになります。

附則第11条から、19ページの附則第15条までは、負担水準の均衡化を促進するため、土地に対して課する現行の負担調整措置等の延長を定めるものであります。

20ページ中段、第16条の3から、22ページの第21条の3までは、定額減税の実施に伴う引用条項と文言整理であります。

議案書にお戻りいただき、14ページをご覧ください。

附則についてであります。

第1条本文は、この条例は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用すると定めるものであります。

後段、ただし書き規定として、第1号および第2号は、令和6年4月1日以外の施行日となる規定とその施行日をそれぞれ定めております。

第1号は、固定資産税における法律改正による引用条項の改正の施行日を令和7年4月1日に、第2号は、個人町民税における法律改正による文言整理の施行日を公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日に定めるものであります。

15ページをご覧ください。

第2条は、町民税に関する経過措置を、第3条は、固定資産税に関する経過措置を定めております。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

[委員会付託]

○議長（寺林俊幸） 日程第5、議案第43号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第43号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の16ページ、議案説明資料の23ページをお開きください。

はじめに改正概要をご説明いたしますので、議案説明資料の23ページをご覧ください。

表に記載のとおり、改正項目は2点であります。

1点目は、国民健康保険税後期高齢者支援金等課税額の課税限度額であります。

地方税法は、税目、課税客体、課税標準、税率などの賦課徴収に関する規定は、条例によらなければならないとする「地方税条例主義」を掲げ、国民健康保険税にあつては、基礎課税額等の課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができないと定めております。

国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を引き上げることなどを内容とした改正地方税法施行令が、本年4月1日に施行されたところであります。

このたびの改正は、保険税負担の公平性の確保と中低所得者の保険税負担の軽減を図る観点から行

われたものでありますことから、町においても、施行令の改正内容と同様の条例改正を行おうとするものであります。

表の「改正内容」をご覧ください。

(2) 後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を2万円引き上げて24万円に改めようとするものであります。

これにより、基礎課税額と介護納付金課税額を含めた課税限度額の合計は、104万円から106万円に増額となるものであります。

2点目は、国民健康保険税の軽減判定所得基準であります。

国民健康保険税は、被保険者の保険税負担能力に応じて賦課する応能分と受益に応じて等しく被保険者に賦課する応益分で構成されております。

地方税法は、世帯の所得が一定額以下の場合には、応益分である均等割と平等割の7割、5割または2割を減額するものとする定め、この減額にあたっての世帯の判定所得基準は、地方税法施行令で定める金額を超えない場合に、同施行令で定める基準に従い、市町村の条例で定めるところにより減額するものとする、規定しております。

国は、医療費の増嵩が続く中で高所得者に応分の負担を求め、一方で、昨今の経済動向等を考慮し、軽減対象者の割合が縮小しないよう、中間所得者層に配慮した見直しを行うため、地方税法施行令を改正したことから、これと同様の条例改正を行おうとするものであります。

世帯の合計所得金額が、一定額を超えない場合に行う均等割額と平等割額の軽減の基準となる所得を引き上げる改正であります。

表の「改正の内容」をご覧ください。

「(1) 7割軽減」は、変更がありません。

「(2) 5割軽減」は、被保険者数に乗ずる金額を29万円から29万5,000円に、「(3) 2割軽減」は、被保険者数に乗ずる金額を53万5,000円から54万5,000円に改めるものであります。

課税限度額の引き上げと軽減判定所得基準の見直しを内容とした条例改正について、去る4月30日に幕別町国民健康保険運営協議会に諮問を行い、翌5月1日に「改正することが適当である」との答申をいただいたところであります。

24ページからは、改正条例の新旧対照表であります。

第2条は、課税額を定めております。

25ページをご覧ください。

第2条第3項は、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を24万円に改めるものであります。

第26条は、国民健康保険税の減額について規定しております。

第1項本文で、減額後の後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を24万円に改めるものであります。

26ページになります。

第2号は、5割軽減の対象世帯の軽減判定所得の算定時の被保険者数に乗ずる金額を29万5,000円に、第3号は、2割軽減の対象世帯の軽減判定所得の算定時の被保険者数に乗ずる金額を54万5,000円に、それぞれ引き上げるものであります。

議案書16ページをご覧ください。

附則についてであります。

第1項は、施行期日を定めております。

この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する、とするものであります。

第2項は、適用区分を定めております。

この条例による改正後の幕別町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による、とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第43号については、委員会付託のため、質疑を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号については、委員会付託のため、質疑を省略することに決定いたしました。議案第43号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、民生常任委員会に付託いたします。

ここで民生常任委員会を開催いたしますので、暫時休憩いたします。

10：24 休憩

10：55 再開

[追加日程]

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、お手元に配布いたしました追加日程のとおり、民生常任委員会委員長から、付託しました議案第43号についての審査結果報告書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

[委員長報告]

○議長（寺林俊幸） 日程第5の2、議案第43号、幕別町 国民健康保険税 条例の一部を改正する条例を議題といたします。

民生常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、谷和弥議員。

○委員長（谷口和弥） 民生常任委員会の審査結果を報告いたします。

お手元の報告書をご覧ください。

令和6年5月9日、本委員会に付託された、議案第43号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を報告いたします。

委員会開催日は、令和6年5月9日、1日間であります。

審査にあたっては、条例の改正内容および住民負担への影響等について質疑が行われ、慎重に審査した結果、起立採決で、原案を「可」とすべきものと決しました。

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

日程第5の2、議案第43号、幕別町 国民健康保険税 条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第43号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議ありの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議がありますので、電子表決システムにより採決を行います。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

なお、会議規則第81条の規定により、表決確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタンまたは反対のボタンのいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) なしと認め、確定します。

投票総数18人、賛成14人、反対4人。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決されました。

[議案審議]

○議長(寺林俊幸) 日程第6、議案第44号、令和6年度幕別町一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長(伊藤博明) 議案第44号、令和6年度幕別町一般会計補正予算(第3号)について、ご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ660万7,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ177億4,025万2,000円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2ページ、3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

4ページをお開きください。

「第2表 地方債補正」、「1追加」であります。

忠類診療所改修事業は、診療所診察室の防音改修と処置室にエアコンを設置するため、80万円を限度として地方債を発行しようとするものであります。

歳出をご説明申し上げます。

6ページをご覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費520万4,000円の追加であります。

本年3月の予算審査特別委員会において、町内公共施設のテレビ聴視料に関するご質問に対し、設置台数と支払台数に差異があることから、日本放送協会が定める放送受信料免除規定の適用の可否を含め、支払い対象となるテレビ台数の精査を行う旨の答弁を行ったところであります。

去る4月25日に日本放送協会帯広放送局との協議を終え、金額が確定しましたことから、本臨時会に補正予算を計上するものであります。

総務一般管理事務事業は、過年度分のテレビ聴視料、513万8,000円であります。

平成21年4月に設置した5台をはじめ、以後、令和2年4月の2台まで合計24台分に係るテレビ聴視料であります。

庁舎維持管理事業は、庁舎内の追加分5台に係る今年度分、6万6,000円であります。

このほか、15事業において補正予算を計上いたしておりますが、当初予算に計上している48台分、44万円に加え、本日、24台分、29万1,000円を加えるものであります。

来年度は、支払い対象台数とNHKの受信料額に変更がなければ、72台分、73万1,000円を計上するものであります。

5目一般財産管理費32万3,000円の追加であります。

令和4年に町が売却いたしました旧教員住宅用地の1区画において、購入者が住宅の外構工事のために敷地内を掘削したところ、大量のレンガなどの瓦礫が出土しましたことから、土地売却者として、その撤去と運搬、処分に係る経費を追加するものであります。

当該区画を含む旭町団地は、昭和45年に財団法人幕別町振興公社が民間から土地を購入し、宅地として分譲予定の用地以外の土地の一部を翌年、町が購入し、公営住宅のほか教員住宅と職員住宅を建設していたものであります。

平成24年、教員住宅を用途廃止し、解体、整地後に宅地として造成し、同年11月に販売を開始したものであります。

本年4月末現在、旧教員住宅用地の販売区画12のうち、すでに11区画の販売を終えております。

6目札内コミュニティプラザ管理費2万1,000円の追加であります。

テレビ聴視料、2台分であります。

7目近隣センター管理費1万1,000円の減額であります。

本目に忠類コミュニティセンター分として、当初予算に3台分を計上しております。うち2台分を総合支所費に計上するため減額するものであります。

11目支所出張所費2台分、1万8,000円の追加、12目総合支所費2台分、1万2,000円の追加であります。

7ページになります。

3款民生費、1項社会福祉費、10目老人福祉センター管理費1台分、1万3,000円の追加であります。

4款衛生費、1項保健衛生費、5目診療所費85万5,000円の追加であります。

忠類診療所の診察室内の防音対策として間仕切り壁を改修し、併せて、処置室にエアコンを設置するための工事請負費であります。

6目環境衛生費テレビ聴視料1台分、1万3,000円の追加であります。

8ページをご覧ください。

6款農林業費、1目農業費、6目町営牧場費テレビ聴視料2台分、2万5,000円の追加、

7款、1項商工費、4目スキー場管理費1台分、1万2,000円の追加、

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費2台分、1万9,000円の追加、3目教育財産費1万3,000円の追加であります。

まっく・ざ・まっくに設置しているテレビに係る聴視料であります。

9ページになります。

4項社会教育費、2目公民館費3台分、3万8,000円の追加、4目郷土館費1台分、1万3,000円の追加、5目ナウマン象記念館管理費1台分、1万3,000円の追加、6目集団研修施設費1台分、1万3,000円の追加、5項保健体育費、2目体育施設費1台分、1万3,000円の追加であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

歳入をご説明申し上げます。

5ページまでお戻りください。

1款町税、2項1目固定資産税、580万7,000円の追加であります。

現年課税分であります。

23款、1項町債、3目衛生債80万円の追加であります。

忠類診療所改修事業債であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

[議案審議、一括議題]

○議長（寺林俊幸） 日程第7、議案第45号、工事請負契約の締結について、および日程第8、議案第46号、工事請負契約の締結についての2議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第45号と議案第46号の工事請負契約の締結について、一括して提案理由をご説明申し上げます。

一括してご説明いたします二つの工事請負契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例において議決事件に定められている「予定価格が5,000万円以上の工事の請負に係る契約」でありますことから、議会の議決をいただき、その後に本契約を締結しようとするものであります。

議案説明資料の27ページをご覧ください。

新あかしや南団地公営住宅建替事業は、昭和51年から56年に掛けて建設いたしましたあかしや南団地公営住宅を令和3年度から7年度にかけて建替えようとするものであります。

図面左側が南であります。

令和3年度に1号棟と2号棟を、令和4年度に3号棟と4号棟を、令和5年度に5号棟と6号棟を、合わせて6棟48戸をこれまでに建設いたしました。

配置図の右側、囲み斜線で表示しておりますのは、現存している、既存の4階建て共同住宅、2棟40戸で、図面下部に「令和6年度解体」と記載しております。

配置図の中央部から右にかけての網掛け部分は、令和6年度以降に建設を計画している2階建て共同住宅、1棟8戸を4棟、合計32戸分の共同住宅で、それぞれ図面下部に建設年度を表示しております。

議案第45号は、昨年度建設いたしました5号棟の北側に位置する7号棟の建設に係るもので、鉄筋コンクリート造、2階建て、延べ床面積686.07平方メートルの建物、1棟8戸を建設するものであります。

28ページをご覧ください。

住戸は、2LDK6戸と3LDK2戸で、システムキッチンやユニットバスの設備に加え、台所、洗面所、浴室の3か所に給湯設備を整備し、室内の出入り口を引き戸にするなど、ユニバーサルデザインに配慮した設計で、1号棟、3号棟、5号棟と同じ間取りと面積であります。

29ページをご覧ください。

建物の外壁は、1号棟から6号棟と同様に、左官仕上げとし、屋根材は、屋外使用時の耐久性に優れたガルバリウム鋼板であります。

以上が工事概要であります。

議案書の17ページをご覧ください。

1契約の目的は、新あかしや南団地公営住宅7号棟建設工事、建築主体であります。

2 契約の方法、3 契約の金額、4 契約の相手方であります。

本年4月24日に、藤原工業株式会社、株式会社大野建設、加藤建設株式会社の3者により指名競争入札を執行いたしましたところ、2億4,046万円をもちまして、株式会社大野建設が落札いたしましたので、同社の代表であります、中川郡幕別町札内豊町5番地26、株式会社大野建設、代表取締役大野圭市氏と契約を締結しようとするものであります。

工期は、令和7年3月24日までと定めております。

次に、議案第46号、工事請負契約の締結についてご説明いたします。

もう一度、議案説明資料の27ページをご覧ください

本工事は、議案第45号と同様に、新あかしや南団地公営住宅建設工事で、昨年度建設いたしました6号棟の北側に位置する8号棟の建設に係るものであります。

工事概要につきましては、3LDKの住戸の位置を除いて、議案第45号と同様の内容でありますことから、説明を省かせていただきますが、30ページに平面図、31ページに立面図を記載しております。議案書の18ページをご覧ください。

1 契約の目的は、新あかしや南団地公営住宅8号棟建設工事、建築主体であります。

2 契約の方法、3 契約の金額、4 契約の相手方であります。

本年4月24日に、藤原工業株式会社、株式会社大野建設、加藤建設株式会社、の3者により指名競争入札を執行いたしましたところ、2億4,310万円をもちまして、加藤建設株式会社が落札いたしましたので、同社の代表であります、中川郡幕別町忠類白銀町205番地1、加藤建設株式会社代表取締役、加藤茂樹氏と契約を締結しようとするものであります。

工期は、令和7年3月24日までと定めております。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第45号、工事請負契約の締結については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第46号、工事請負契約の締結については、原案のとおり、決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

[教育長の任命]

○議長（寺林俊幸） 日程第9、議案第47号、教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

飯田町長。

○町長（飯田晴義） 議案第47号、教育長の任命につき同意を求めることについて、につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の19ページをご覧ください。

地方自治法は、執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に教育委員会を置かな

ければならない、とし「教育委員会は、別に法律の定めるところにより、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分取扱に関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを執行する」と定めております。

これを受けて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条において、「教育委員会は、教育長及び4人の委員をもつて組織する。」と位置づけ、第4条第1項において、「教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。」と定められております。

また、同条第4項では、「教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に1を加えた数の2分の1以上の者が同一の政党に所属することとはならない。」と規定しております。

本議案は、現教育長であります菅野勇次氏が、本年5月11日をもって任期満了を迎えますことから、その後任として、笹原敏文氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

任期は、令和6年5月12日から令和9年5月11日までの3年であります。

菅野教育長におかれましては、2期6年に渡り、本町教育行政の振興に多大なるご尽力をいただきました。

ここに、心から感謝とお礼を申し上げます。

笹原敏文氏の経歴につきましては、議案説明資料32ページに記載しておりますので、ご参照いただき、任命につき、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 本件は、人事案件でありますので、質疑討論を省略し、ただちに採決いたします。

採決は、電子表決システムによる無記名投票で行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） したがって、採決は、電子表決システムによる無記名投票で行うことに決定いたしました。

無記名投票は、モニターに議員名は表示されず、投票総数、賛成数、反対数のみが表示されます。

これより、表決を行います。

本件は、原案を可とすることに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

なお、会議規則第81条第2項の規定により、表決確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタンまたは反対のボタンのいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） なしと認め、確定します。

投票総数18人。

賛成18人、反対0人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

11:19 休憩

11:19 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩を解いて、再開いたします。

[教育長就任挨拶]

○議長（寺林俊幸） ここで、ただいま教育長に任命されました笹原敏文忠類総合支所長より発言を求

められておりますので、これを許します。

笹原敏文忠類総合支所長。

- 忠類総合支所長（笹原敏文） 議長よりお許しをいただきましたので、一言お礼の言葉を申し述べさせていただきます。

ただいま、教育長の任命にご同意をいただきまして、誠にありがとうございます。

今は、これまで感じたことのない大きな職責に身の引き締まる思いであります。

これまでの役場での勤務や、私自身の子育ての経験を踏まえ、未来を担う幕別の子どもたちをはじめ、町民の方々のために、今できること、やらなければならないことに誠心誠意取り組む所存であります。

議員の皆様には、変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますよう、心よりお願い申し上げ、お礼の言葉とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

[教育長退任挨拶]

- 議長（寺林俊幸） ここで、菅野勇次教育長より発言の申出がありますので、これを許します。

菅野勇次教育長。

- 教育長（菅野勇次） 議長のお許しをいただきましたので、一言お礼を申し上げたいと思います。

平成30年5月に就任以来、2期6年間、教育行政にあたってまいりました。

この間、小中一貫教育やコミュニティスクール、アスリートと創るオリンピックの町創生事業など、途中、コロナで停滞した時期はありましたけれども、着実に前に進めることができたものと考えております。

これもひとえに、議員の皆様をはじめ、町民の皆様、町長をはじめ、職員、学校関係者の皆様方のご理解とご協力、ご支援の賜物であり、改めて感謝とお礼を申し上げたいと思います。

今後、一町民として、なんらかの形でまちづくりのお役に立ちたいとは思っておりますけれども、この幕別町が子どもたちにとって、そして全ての町民の皆様方にとって、よりよい町になることを祈念いたしまして、私からの退任のご挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

（拍手）

[閉議・閉会宣告]

- 議長（寺林俊幸） 以上をもって、本臨時会に付議されました事件は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、令和6年第3回幕別町議会臨時会を閉会いたします。

11：23 閉会